○奈良県警察職員の補職名等に関する訓令（昭和47年３月７日本部訓令第３号）

［沿革］　昭和50年６月本部訓令第10号、平成18年３月第８号、19年３月第11号、28年３月第９号改正

（趣旨）

第１条　この訓令は、法令に特別の定めのあるものを除くほか、奈良県警察職員のうち一般職員をもって充てる係員及び主任の補職名等について必要な事項を定めるものとする。

（係員の補職名等）

第２条　係員の補職名は、次のとおりとする。

(1)　主事及び技師

(2)　主任主事及び主任技師

２　主事及び技師は、命を受け、係の事務又は技術をつかさどる。

３　主任主事及び主任技師は、命を受け、高度な係の事務又は技術をつかさどる。

（主任の補職名等）

第３条　主任の補職名は、主任主査、指導研究員及び保健主任とする。

２　主任主査、指導研究員及び保健主任は、命を受け、担当事務を処理する。

（任用）

第４条　第２条第１項第２号及び前条第１項の職への任用は、選考による。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、昭和47年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令施行の際、現に係員の職にある事務吏員または技術吏員である者は、別に辞令を用いず主事または技師の職に補されたものとみなす。

３　この訓令施行の際、現に警察書記で一般職の職員の給与等に関する条例（昭和32年９月奈良県条例第33号）別表第１に定める行政職給料表の適用を受けている者は、別に辞令を用いず事務吏員に任命のうえ、主事補の職に、技能労務職員の給与等に関する規則（昭和32年10月奈良県規則第62号）の適用を受けている者は、別に辞令を用いず、技術吏員に任命のうえ、技師補の職に補されたものとみなす。

附　則　（昭和50年６月12日本部訓令第10号）

（施行期日）

１　この訓令は、昭和50年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令施行の際、現に主事補又は技師補の職に補されている者で一般職の職員の給与等に関する条例（昭和32年９月奈良県条例第33号）第４条第１項に定める行政職給料表及び研究職給料表の適用を受けている者は、辞令を用いることなく、それぞれ主事又は技師の職に補されたものとする。

３　この訓令施行の際、現に技師補の職に補されている者で、技能労務職員の給与等に関する規則（昭和32年10月奈良県規則第62号）第４条に定める技能労務職給料表の適用を受けている者は、第２条第１号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則　（平成18年３月31日本部訓令第８号）

この訓令は、平成18年４月１日から施行する。

附　則　（平成19年３月30日本部訓令第11号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成19年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令による改正前の訓令により作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附　則　（平成28年３月31日本部訓令第９号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成28年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令施行の際、現に主任の職にある一般職員であって、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年９月奈良県条例第33号）別表第七のイに定める行政職給料表の四級の職務にあるものは、別に辞令を用いることなく、主任主査の職に補されたものとみなす。